

保護者様へ

本用紙は、医師の指示に従って、下線部を保護者をご記入ください。医療機関の文書による証明は必要ありません。

学校感染症療養状況報告書

令和 年 月 日

三重県立宇治山田商業高等学校長 宛

年 組 席

名 前

保護者名 印

病 名

出席を控えた期間 令和 年 月 日から

(医師の指示による)

令和 年 月 日まで

*インフルエンザの場合、可能な限りご記入ください。

発症した日 令和 年 月 日 《発症から 5 日経過した日》 月 日

解熱した日 令和 年 月 日 《解熱から 2 日経過した日》 月 日

受診した医療機関名

上記疾患に罹患したことを報告します。

※ 学校記入欄

担任	保健

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、校内での流行を予防するため、また、休養の時間を確保するため、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

医師から感染症と診断されましたら、速やかに学校へ連絡をしてください。

医師の指示に従い、自宅療養し、その後、登校する際は、「学校感染症療養状況報告書」を保護者で記入し、担任まで提出してください。（療養の期間、登校時期は医師の指示に従ってください。）

「学校感染症療養状況報告書」は、保健室に取りに来るか、または学校ウェブページからダウンロードしてください。

学校感染症と出席停止期間の基準 《学校保健安全法施行規則第19条より》

分 類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、南米出血熱、痘そう、重症急性呼吸器症候群（SARS）、ラッサ熱、マールブルグ病、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（病原体が鳥インフルエンザA ウイルスH5N1 及びH7N9）急性灰白髄炎、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第2種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
*ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(状況によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで